

令和 4 年 第 5 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 10 日

柳川市農業委員会

第 5 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 5 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第21号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第23号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第24号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第25号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第26号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第27号

1. 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（17名）

1番 山 田 善 治
4番 吉 丸 隆 吉
6番 梶 島 練 二
8番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

3番 亀 崎 忠 治
5番 古 賀 勝 次
7番 大 淵 秀 樹
9番 藤 木 邦 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（2名）

2番 高 田 一 利

14番 島 添 茂 樹

推進委員

出席委員（16名）

龍 繁 樹
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
三 浦 榮 一

藤 吉 利 広
梶 島 一 晴
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
松 藤 稔
原 壽 利
江 口 克 子

欠席委員（3名）

藤 木 二三男
吉 開 健

鶴 田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻となりましたので、第5回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願います。

○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。第5回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

麦の出穂も天候に恵まれ、生育も順調に進んでおります。間もなく麦秋の時期となりますが、例年ですと5月末に収穫が始まりますが、今年もそういう状況じゃないかと思っているところがございます。

先週金曜日に大牟田で南筑後の農業委員会の代表者の総会がありました。そこで、総会が終わった後に懇談の時間がありまして、いろんなところから様々な意見が出ました。その中に2つだけ共通する話題がありましたので、皆さんたちに御紹介したいと思っております。

まず1つは、この地域も同じだと思いますけれども、農業者の高齢化によって、年々少なくなっている。生産法人については、その後継者を見つけるのに非常に苦労されているというふうなお話でした。柳川も似たような傾向だと思います。

それから、企業が農地の取得を解禁するということについては、いろいろ問題があるような意見でした。

それから、我々農業委員、推進委員の方たちが、農地を守る環境をつくっていくということに対して、今後しっかり取り組んでいかんといかんという意見がかなり出ておりました。

それから、食料の自給率についてですが、前々からこういう話があってございましたけれども、現在、カロリーベースでいくと自給率が37%、約6割以上が海外に依存している、海外から輸入しているような状況でございます。御承知のように、ロシアがウクライナに侵攻し、麦の一大産地である2国から麦が入ってこない。こういうふうな状況で、それに石油の高騰がありまして、皆さんたち生活の必需品が軒並み値上げがあって、生活に影響が出ているような状況でございます。

食糧の安全保障といいますか、そういったことを考えたときに農地を維持することが重要

な課題ではないかということです。我々農業関係者が国に現場の声が届くように一生懸命発信する必要があるという発言がこの懇談会の中でありましたので、皆さんたちに紹介いたします。

本日の出席委員17名、定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和4年第5回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和4年

第5回柳川市農業委員会総会議案

議案第21号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第25号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第26号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第27号

1. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地への現況地目変更届について

その他

令和5年5月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

以上です。

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第21号から議案第27号までの7件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、5番古賀勝次委員、13番松藤和彦委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第21号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積585平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,504平米、外2筆、合計2,731平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積280平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積644平米、外1筆、合計691平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,059平米、外2筆、合計9,680

平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番——申請番号6番の譲受人、〇〇さんは新規就農なので、別紙の営農計画書を御参考ください。

また、営農計画書で修正がございます。作付面積、1番の作付作業計画の水稲面積が12,694平米を10,602平米に修正をお願いします。小麦も、作付面積が10,602平米になります。大豆が10,637平米になります。合計が12,729平米を10,637平米に修正をお願いいたします。

続きまして、申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,986平米、外9筆、合計10,769平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。

〇〇さんは、下限面積を満たしませんが、その場所、面積、形状から見てこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認め、第3条の例外規定を適用するものです。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は3筆で〇〇円。

申請番号6番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から6番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

す。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第21号について御意見、御質問ございませんか。はい、どうぞ。

○8番（三小田由勝君）

この〇〇さんは、電車通勤とか、何かいろいろ書いてありますが、これは電車で通って来られますか。

○事務局次長（岡本斉直君）

聞き取りをしていたところ、今でも悦喜さんのほうが手伝いには来られているということで、今は住所が〇〇になっておりますけれども、将来的にはこちらのほうに住むかもしれないと考えられているそうです。今のところは電車で来られるということになっております。

○8番（三小田由勝君）

何か組合関係でいろいろあるとき、連絡とかなんとかは自宅へできるということですか。

○事務局次長（岡本斉直君）

今のところは、まだお父さんが御健在でいらっしゃいますので、お父さんのほうにはつながるかと思います。

○8番（三小田由勝君）

はい、分かりました。

○議長（松藤正之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第21号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積336平米、外1筆、合計1,408平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積211平米。申請人、〇〇。転用目的、共同住宅。

申請番号3番、農地の所在〇〇、地目・田、面積1,903平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅、事務所、駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積104平米。申請人、〇〇。転用目的、駐車場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

まず4ページ、議案書の訂正を1つお願いいたします。

1番の一番右端、転用詳細につきまして「事業用倉庫建設のため」と記載しておりますが、「農業用倉庫建設のため」となっておりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、説明いたします。

申請番号1番は、〇〇さんが、農業用倉庫を建設するための申請です。

申請番号2番は、〇〇さんが、アパート1棟、8戸を建設するための申請です。

申請番号3番は、〇〇さんが、一般住宅と事務所及び駐車場を建設するための申請です。

申請番号4番は、〇〇さんが、自己用駐車場を建設するための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び3番は、おおむね10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、1番は農業用施設の建設のため、3番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、三橋庁舎から500m以内に位置するため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第22号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第22号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第23号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積140平米、外3筆、合計1,222平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積35平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、敷地拡張。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積66平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、敷地拡張。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,247平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸資財置場。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積322平米、外1筆、合計1,580平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外1名。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

続きまして、6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積41平米、外1筆、合計175平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、敷地拡張。

申請番号7番、農地の所在、〇〇。地目・田。面積2,646平米、仮換地後5区画、1,120.90平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲。

申請番号8番の内容につきまして修正がございます。申請人の住所、〇〇を〇〇へ修正をお願いいたします。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・宅地、面積130.48平米、外2筆、合計188.77平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、敷地拡張及び通路用地、ゴミ置場。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積292平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積843平米、外5筆、合計6,708平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、倉庫。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、貸駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、4筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅の敷地・駐車場を拡張するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅の敷地・駐車場を拡張するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、自身が取締役を務める〇〇へ貸し出す、貸資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人〇〇さんが、特定建築条件付売買住宅を6区画建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、2筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅の敷地を拡張するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号7番は、譲受人、〇〇さんが5区画の宅地分譲をするための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号8番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅の敷地拡張・浄化槽設置用地及び進入通路を、また、共同で使用するゴミ置場を建設するための申請です。次の変更申請の議案と関連しますが、特定建築条件付売買住宅7区画を6区画に変更し、敷地拡張及び通路、それ

と共有で使用するゴミ置場を設置するものです。

申請番号9番は、〇〇さんが、隣接店舗へ貸し出す、貸駐車場を建設するための申請です。

こちらでも変更申請の議案と関連しており、事務所1棟及び駐車場を建設する予定でしたが、貸駐車場へ変更するものです。

契約の種類は賃貸借。賃料は、1か月で〇〇円。

申請番号10番は、〇〇さんが、倉庫を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、6筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、7番、9番の農地区分は、1番と7番は用途地域内の第1種住居地域、9番は上水道、下水道の2種以上が埋葬された4m以上の道路の沿線区域、かつ500m以内に公的施設と医療施設があるため、いずれも第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番、4番、8番、10番の農地区分はおおむね10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、2番は既存施設・駐車場の拡張のため、4番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、8番は集落接続として設置されるため、10番は、国道沿いの流通業務施設に該当するため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番、5番、6番の農地区分は、おおむね10ha未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第23号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○16番（園田清美君）

8番は売買金額は言っていないでしょう。

○事務局次長（岡本齊直君）

こちらのほうが農地法の変更の申請で出てきます。実際のところは一番端に書いておりますけれども、令和2年5月25日に既に農地から宅地にする第5条許可を受けております。そのときに価格等は御説明をしております。

今回は、宅地の内容が変更されることに伴いまして、第5条申請が必要ということでしたので、ここに議案として上げております。

○16番（園田清美君）

分かりました。

○議長（松藤正之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第23号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第24号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

議案第24号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

(1) 有限会社 ○○

①変更する土地。

農地の所在、〇〇。地目・田。面積292平米。転用許可日、令和1年8月26日。転用目的、事務所。

②変更する理由。

不動産業を新規に開業し、事務所として利用する予定だったが、コロナの蔓延で開業を断念したため。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、事業主、〇〇。着工、令和1年9月9日から令和2年3月8日。変更前。計画内容、事務所1棟217平米、駐車場75平米。

変更計画、〇〇。着工、令和4年6月10日から令和4年6月30日。

変更後。計画内容、貸駐車場292平米。

続きまして、8ページを御覧ください。

(2) 〇〇株式会社

①変更する土地。

農地の所在、〇〇。地目・田。面積、1,844平米。転用許可日、令和2年5月25日。転用目的、特定建築条件付売買住宅（7区画）。

②変更する理由。

1区画減少させ、既存宅地の敷地拡張及び通路用地、共有のゴミ置場を建設するため。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、事業主、〇〇。着工、令和2年6月15日から令和5年6月9日。変更前。計画内容、特定建築条件付売買住宅（7区画）1,844平米。

変更計画、〇〇及び〇〇。着工、令和2年6月15日から令和5年6月9日。

変更後。計画内容、特定建築条件付売買住宅（6区画）1662.44平米、敷地拡張130.48平米、通路56.79平米、ゴミ置場1.50平米。

続きまして、9ページを御覧ください。

(3) 株式会社 〇〇

①変更する土地。

農地の所在、〇〇。地目・田。面積、562平米。転用許可日、令和4年1月25日。転用目的、貸家3棟。

②変更する理由。

建築工事の見積書を再協議したところ、木材の値段が高騰していたため、建売に変更するもの。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、事業主、〇〇。着工、令和4年2月5日から令和5年2月9日。変更前。計画内容、貸家3棟562平米。

変更計画、〇〇。着工、令和4年2月5日から令和6年2月9日。

変更後。計画内容、建売住宅3棟、562平米。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第24号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○13番（松藤和彦君）

2番のところですけども、〇〇のほうですね。変更する理由のところですか。

○議長（松藤正之君）

8ページの分ですね。

○13番（松藤和彦君）

はい、8ページ。その所要面積と変更計画の転用後の面積、広くなるというのはどういふことですか。

○事務局次長（岡本齊直君）

こちらは、当初の所要面積につきまして、おそらく田の公簿面積をそのまま記載されたものだと思います。そして、宅地化して、宅地を売り渡すわけですから、それぞれまた宅地の測量を行った結果がこのような形になっているということで理解しております。

○13番（松藤和彦君）

はい、分かりました。

○議長（松藤正之君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第24号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第25号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の10ページを御覧ください。

議案第25号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,139平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,054平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,815平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,645平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,864平米、外4筆。申出人、〇〇。

理由、経営縮小のため。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,351平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番から4番は大和地区、5番と6番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。

議案第25号の申請番号1番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号2番から4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員、申請番号6番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの11名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第25号については、先ほどの11名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第26号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第26号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の1枚つづり、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年5月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。利用権の種類、所有権。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積21,869平米、筆数12筆。売り手6名、買い手3名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。地目・田。面積1,441平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年5月22日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外6件です。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第26号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第26号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第27号

1. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

○事務局長（乗富和也君）

それでは、右上に議案第27号と書いてあります別紙のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページでございます。

これは令和3年度の活動の実績というふうに捉えていただいて結構な内容のものになっております。

まず、I番の農業委員会の状況、それから1、農業の概要ということで数字を記載いたしております。こちらについては2015年の農林業センサスに基づいた数値をそのまま使っておりますので、数字としては動いておりません。真ん中の表のところも同じく、農家総数ですとか、そういったところの数字は動いてきておりません。

ただし、中段の一番右側に小さい表があります。一番上から認定農業者270と入ったところがありますが、これは令和3年度末の状況の数字になっております。

続いてその下、農業委員会の現在の体制ということで、昨年3月に改選が行われましたので、その状況をここに記載いたしております。

続いて、2ページのほうをお願いいたします。

II担い手への農地の利用集積・集約化ということで、まず、令和3年度の目標時点のとき

が4,040haの農地面積に対しまして、集積が3,117ha、集積率でいきますと77.2%という状況でございました。

令和3年度末に向かつて集積目標を3,140haというふうに設定をしてきておりましたけれども、実際の集積が3,112haということになっております。

達成の状況の率でいきますと3,140haに対して3,112haでございますので、99.1%という数値、率になっております。

次に、下の目標の達成に向けた活動ということで、活動の計画の段階で引き続き個別の担い手、あるいは地域の担い手を中心に集積を行っていく旨を記載いたしておりました。

活動の実績としては、それらの計画に従って、個人の担い手及び農地所有適格法人への地域担い手を中心に集積を図ってきたというふうなところでまとめております。

目標及び活動に対する評価、4番目のところになりますが、目標に対する評価としては、市農政課、JAさん、それと農業委員会の連携により集積が図れた。

活動に対する評価、基盤強化促進法及び中間管理事業による担い手への利用集積を行うことができたということでまとめております。

3ページ目をお願いします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入の状況を平成30年度から順に右のほうに記載をしております。

令和3年度が真ん中ほどになりますが、令和3年度の目標及び実績ということで、まず、目標を3経営体。その3経営体の目標面積としては0.7ヘクタールというふうに設定をしておりました。

実績としましては、4経営体、面積にいたしますと0.8ヘクタールということで、ハウス園芸施設並びに露地野菜といった新規就農の方4件がいらっしゃいました。

達成率でいきますと、経営体数では $4 \div 3$ ということになりますので、133.3%。また、面積の達成でいきますと、108.1%という状況になっております。

その下の、目標の達成に向けた活動ということで、集落営農の法人化、あるいは新規就農者の参入促進に向けて、市農政課、JA、普及指導センター等の関係機関と連携し成果につなげるという計画の下で、結果としては新規就農で4件が営農を開始されたということでまとめております。

続いて、4番目の目標及び活動に対する評価ということで、一応数値的には目標クリアい

たしておりますので、目標は達成できたと。

新規就農者が安心して就農できるよう、会議等において支援、連携が図れたということでまとめております。

次に、4ページをお願いいたします。

遊休農地に関する措置に関する評価ということで、遊休農地の現状といたしますと、令和3年度末の状況が、4月にパトロールの取りまとめにも触れましたけれども、令和3年度末の状況で、遊休農地が2.2ヘクタールということになっておりますので、農地面積で割りますと、パーセントとしては0.05%に当たるということでございます。

それから、令和3年度の目標及び実績ということで、当初は0.5ヘクタール程度の解消ができればということで目標を設定しておりまして、その実績としては、それを超える0.7ヘクタールが解消できたという数値で、達成率でいきますと140%ということになっております。

その下の、2の目標の達成に向けた活動ということで、こちらは例年パトロールの状況等を、計画の段階と実績の段階ということで表で表示をしておりますので、お読み取りいただければと思います。

4ページの一番下、目標及び活動に対する評価。

目標に対する評価としては、目標を上回る解消が図られたということと、活動に対する評価については、新規遊休農地は早期対策が重要なので、情報の共有化を図り調査、指導を今後も継続していくというふうな意味でまとめております。

最後、5ページです。

違反転用への適正な対応ということで、令和2年度末の状況で違反転用面積が3.4ヘクタールというふうになっております。

令和3年度中の動きとして、令和3年度末の段階では3.2ヘクタールに、0.2ヘクタール減ったというのが真ん中の令和3年度の実績のまとめになります。

最後の3番の活動計画・実績及び評価ということで、計画としては毎年8月を中心に農地パトロールの実施、それと市報への掲載ということで計画を出してきておりまして、活動の実績としましては、8月15日号の市広報紙に農地パトロール実施の記事を掲載しつつ、8月から10月の間で、市内9班でパトロールを実施していただいたと。一部で解消が図られ、違反転用面積は減少したということでまとめております。

活動に対する評価ですけれども、農業委員、推進委員の活動努力により解消への改善が図られたということでまとめていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第27号について御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○1番（山田善治君）

新規就農者に行政から5,000千円から10,000千円も出すとかなんとか言っていたけど、あれは柳川市も出しているんですか。

○事務局長（乗富和也君）

申し訳ないです。新規就農の関係はうちの場合、農政課で行っておるところはあるんですけども、ちょっとまだ農業新聞あたりでもそういった制度の紹介がされたりもしてきておりますが、まだ詳細なところは今、私も把握をしておりません。

○1番（山田善治君）

大体、今まででもずっと新規就農者とかなんとか補助金を出してきた実績はあるんですか。

○事務局長（乗富和也君）

ちょっと今、把握している状況でいきますと、要するに就農に向けてどこかで研修をしていくと。そして、就農に向けて、要するに、今度始めたばかりで、結局そんなに収入は上がらないから、国の補助金というか、交付金がずっと出ているんですよ。それで、制度がここ何年か前にまた変わったりして、名前も、前は青年等就農給付みたいに言っていたのが、今度は次世代給付とかという名前も変わったりして制度も変わりつつあって、国の補助はあっていました、金額が幾らというのは別として、国の補助なりはあっておりました。

○1番（山田善治君）

これは、親子だって新規就農になるんですか。

○事務局長（乗富和也君）

前の親元就農は対象外とかというのを聞いたことがあるんですよ。

○1番（山田善治君）

よく調べてきてください。また聞くから。

○事務局長（乗富和也君）

分かりました。

○議長（松藤正之君）

さっきの件は次回、事務局で調べていただいて再度討論していただくようにしましょうか。

それから、先ほどの報告の中に新規就農者が安心して就農できる会議等に市の連携が図れたということで報告いただきましたけれども、この辺は全部あわせて次回で結構です。

この3ページ目、一番下の「就農できるよう、会議等において支援、連携が図れた。」というふうに書いていただいておりますので、次回で結構ですので、内容をもう少し具体的に改めて報告をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。はい。

○3番（亀崎忠治君）

関連ですけれども、新規就農で資料があれば一緒に出して頂ければ見やすい。

○事務局長（乗富和也君）

改めて、先ほど言われた御意見も踏まえての資料を作って、またお示しさせていただきたいと思います。

○議長（松藤正之君）

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第27号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の12ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月30日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,089平米、外4筆、合計2,510平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（残存小作地）。

外12件です。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。

報 告

2. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年4月15日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積282平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、令和3年まで宅地として使用してきましたが、現在は農地（田）として利用していますので、届出ます。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、申し上げます。

まず1つ目が、次回の総会日時でございます。

次回総会は6月10日金曜日の午後2時から、またこちらの場所で開催したいと思っております。

ますので、よろしく願いいたします。

それからもう一つですけれども、先月の総会の折に、令和4年度の農業委員会の目標設定の話をさせていただきまして、今随時作成しておりますが、今日、総会の場でまだお示しができかねるところがありますので、その目標の立て方のところで、もうちょっと近隣とすり合わせてしたほうがいいなという項目もありますので、なるべく6月の総会のときにはお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和4年第5回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時10分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月11日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 古 賀 勝 次

〃 松 藤 和 彦